

平成21年12月25日北海道告示第830号における「西地区福祉センター新設事業」（以下「本件事業」という。）の事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、土地収用法（以下「法」という。）第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性について

本件事業は、法第3条第32号に掲げる地方公共団体が設置する公共の用に供する施設に該当することから、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者は、地方公共団体であり、既に必要な財源措置を講じていることから、法第20条第2号の要件を充足するものと判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性について

(1) 本件事業の施行により得られる利益

帯広市は総合計画に基づき、自主的なコミュニティ活動を促進し、ともに支えあうコミュニティの形成のための施設の建設を促進している。

帯広市では、これまで市内に29箇所のコミュニティ施設を整備してきているが、既存施設の利用が困難な地域の施設整備も課題となっている。

本事業は、既存施設の利用が困難な地域の中でも人口が増加し利用者が増えている西地区において施設を整備することで町内会等の各種会合や囲碁・将棋・卓球・社交ダンス等のサークル活動の場が確保され、利用者の利便性を向上し、コミュニティ施設相互の円滑な運営と、住民相互の交流が図られる地域の活動拠点として自治意識の高揚に寄与することから、本件事業により得られる公共の利益は大きいものと認められる。

(2) 本件事業の施行により失われる利益

起業地周辺における工事期間中の騒音や振動に起因する周辺環境への影響が考えられるが、本件事業の起業地は未利用地であり、周辺は商業地、数件の住宅等が隣接しているが、それ以外は二方を公道と接していることから、周辺環境への影響は少なく、本件事業の施行により失われる利益は軽微なものであると認められる。

(3) 本件事業の起業地

起業者の施設設置基準等に基づき、起業地の規模、周辺の環境、道路条件など利用者の利便性の向上も含め必要とされる条件を考慮した2つの案を比較検討した上で選定されていることから、当該起業地を本件事業に用いることが相当であると認められる。

(4) 比較衡量

上記(1)から(3)までを踏まえて比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる利益が失われる利益に優越すると認められることから、本件事業は法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

本件事業は、帯広市の総合計画に合致し、利用対象地域の連合町内会からの建設要望もあり、できるだけ早期に施行する必要性が高いものと認められる。

本件事業に係る起業地の範囲は事業計画に必要な範囲であると認められる。  
また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲であると認められる。  
よって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

## 5 結論

以上のとおり、本件事業は法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、法第20条の規定により、事業の認定をするものである。